

医療機関の皆様へ：結核診断に伴う対応について

中部保健所 令和8年2月

1. 結核を診断された場合、「直ちに」発生届けを保健所へFaxし、Faxを送る事をお電話でご連絡下さい。

注1：感染症法に基づく公費負担や入院勧告の適応は、発生届けが届けられた日付以降でしか検討できませんので、遅れないようにお願いします。

注2：夜のご報告(5:15PM～翌8:30)では、結核担当からの連絡は翌日8:30AM以降とさせていただきます。夜の緊急対応が必要な場合は、守衛にそのようにお伝え下さい。

2. 肺、咽頭、喉頭、気管、気管支結核であって、下記の場合に入院勧告となります。

- ・喀痰塗抹検査で陽性であること
- ・または、喀痰塗抹陰性だが喀痰、胃液または気管支鏡検体で塗抹検査、培養検査又はPCR検査のいずれかが陽性であり、かつ咳など呼吸器等の症状があること

注3：ガフキー1号は「陽性」に当たりません。再検し「陽性」かどうかご確認下さい。それぞれ別の日の喀痰で3回検査し「陽性」が得られなければ該当しません。

注4：上記検査以外による入院勧告はありません。胸部レントゲンやCTで結核が強く示される場合でも、入院勧告の適応には上記検査の要件が必要です。

なお、上記以外の場合に、法的な入院勧告としてではなく、臨床的に入院が必要と判断されること、あるいは沖縄病院へ紹介されることを妨げるものではありません。

中部保健所 電話：098－938－9701 FAX：098－938－9779